

5 日 監 第 9 1 号
令和5年10月26日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市監査委員 浅岡 勇夫
日進市監査委員 武田 治敏

定期監査の結果について (提出)

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施した
ので、同条第9項の規定によりその結果を提出します。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

こども未来部 こども課

第3 監査の期間

対象期間 令和5年4月1日から令和5年7月31日まで

実施期間 令和5年7月26日から令和5年9月25日まで

第4 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は、書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。
- (5) 服務・個人情報の管理、主要事業及び事務の執行は適正か。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施しました。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、職員からの説明聴取及び関係書類の閲覧等の監査手続を実施しております。

第6 監査の結果

監査の対象となった事務は重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めます。

なお、今後の事務の執行にあたっては、次の点について要望いたします。

[要望]

- ① 必要な事業については、計画的に推進し、補正予算を計上する場合は、適正な時期に計上されたい。
- ② 「民間保育所補助金」の申請等に係る必要書類については、交付要綱において明確にされたい。
- ③ 「私立幼稚園補助金」について、事業内容について再評価されたい。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

生活安全部 市民協働課

第3 監査の期間

対象期間 令和5年4月1日から令和5年7月31日まで

実施期間 令和5年7月26日から令和5年9月25日まで

第4 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は、書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。
- (5) 服務・個人情報等の管理、主要事業及び事務の執行は適正か。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施した。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、職員からの説明聴取及び関係書類の閲覧等の監査手続を実施した。

第6 監査の結果

監査の対象となった事務は重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めます。

なお、今後の事務の執行にあたっては、次の点について要望いたします。

[要望]

- ① 主要な事業の実施については、計画的に事業を推進し、当初予算で予算編成されたい。
- ② 「日進市市民自治活動推進補助金」について、活動の活性化につながるよう事業内容を再評価されたい。
- ③ にぎわい交流館の空調設備は、市の修繕計画とは別に、SDGs の観点から課独自で修繕計画の策定を検討されたい。